

第74回 佐用町議会〔臨時〕会議録 (第1日)

平成28年11月29日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
			12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (1名)	11番	石黒 永剛		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (22名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	総務課総務人事室 室 長	幸 田 和 彦	総務課総務人事室 長補佐兼総務係長	笹 谷 一 博
		※10時から入場		※10時から入場
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 議案第 114 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5. 議案第 115 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6. 議案第 116 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7. 議案第 117 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 8. 議案第 118 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 9. 議案第 119 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 10. 議案第 120 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 11. 議案第 121 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 12. 議案第 122 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 13. 議案第 123 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 14. 議案第 124 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 15. 議案第 125 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
日程第 16. 議案第 126 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 17. 議案第 127 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 18. 議案第 128 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 19. 議案第 129 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 20. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第 74 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

10 月、11 月と本当に秋のいろいろな行事、たくさんの行事、それぞれ議員さん参加さ

れたと思います。

11 月に入りまして、アメリカの次期大統領がトランプさんということで、いろいろと為替のほうも大きく動くというような、そういうような時代になっております。最近では、キューバのカストロ前議長が亡くなられたというようなことで、世界的には、いろいろな動きがあるんですけれども、これからまた 12 月議会も控えております。

また、非常に気候の変動が激しくて体調管理難しいと思いますけれども、今後ともご精励賜りますように、よろしく申し上げます。

さて、今臨時会に付議されました案件は、条例に関する案件が 3 件、平成 28 年度補正予算案が 13 件の 16 案件が付議されています。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、御挨拶申し上げます。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

11 月も今日、明日、2 日間、もうすぐに気忙しい師走がやってまいりました。もう 12 月に入りますと 6 日には、12 月議会の開会を予定いただいておりますけれども、それに先立ちまして、国家公務員の給与、人事院勧告に基づく改定がされております。それに準拠した形で、町の各人件費、職員の給与、また、特別職の給与等の改定ということを、今日、議案として提案させていただきます。

予算につきましても、当然、それに基づいた予算の提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当に、ここへきて寒くなってまいりまして、まだ、兵庫県では、それほどでもないようですけれども、インフルエンザも、また、流行のシーズンを迎えております。お互いに十分健康に気をつけていただいて、この気忙しい月の来月、もうあと 1 カ月、今年も元気に活躍をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 74 回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、今臨時会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

なお、石黒議員からは体調不良のため欠席届が提出され、受理しておりますので報告しておきます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によりまして議長より指名いたします。

5 番、竹内日出夫君。6 番、石堂 基君。以上の両君にお願いいたします。

日程第 2. 会期決定の件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。会期は、1 日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りとして決定しました。

日程第 3. 行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 3 は行政報告ですが、報告事項がない旨連絡がありましたので、日程第 3 を終了いたします。
なお、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 4. 議案第 114 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第 115 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第 116 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 4 に入ります。日程第 4 から日程第 6 については、一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 114 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 6、議案第 116 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 114 号から議案第 116 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、上程をいただきました議案第 114 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、8月8日の人事院勧告に基づく、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1条につきましては、1点目といたしまして介護休暇を請求できる期間の分割であります。現在、介護休暇を請求できる期間は、要介護状態ごとに、連続する6カ月の期間で1回限りとなっており、一旦、介護休暇が開始されますと、実際の介護休暇の取得状況にかかわらず、6カ月を経過した後は改めて介護休暇を取得することができません。今回の改正により、実際の介護休暇の取得期間合計が6カ月以下で、取得回数が3回以下であれば、6カ月を経過した後も、介護休暇を取得できるようになります。

2点目といたしまして、介護時間の新設であります。これは、職員が介護のために、1日の勤務時間の始まり又は終わりの2時間を超えない範囲内で、連続する3年までの期間勤務しないことができるというものであります。理由といたしましては、高齢化が進み、施設不足が懸念される中で、自宅において介護を要する家族を抱える職員の日常的な介護ニーズに対応し、仕事と介護の両立を図るためでございます。

続きまして、第2条の佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、後で説明させていただく第4条での持ち家に係る住居手当の廃止に伴う附則番号の条ずれに関する改正でございます。

続きまして、第3条及び第4条の佐用町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、一般職の職員の給与においてもこれに準拠した給与改定を実施するものでございます。今回の改正は、民間給与との較差等に基づく給与改定と、給与制度の改正等であります。

まず、民間給与との較差等に基づく給与改定といたしまして、平成28年4月1日に遡及して適用される給料表の改定と公布の日から施行される勤勉手当の支給月数の引き上げであります。給料表の改定は、平均で0.2パーセントの引き上げとなりますが、初任給で1,500円の引き上げとなっており、若年層についても同程度の改定となっております。若年層以外は、400円の引き上げを基本とした改定となっております。勤勉手当につきましては、今年度は12月期の支給月数を0.8月から0.1月引上げ、0.9月とするものでございます。

次に、給与制度の改正等につきまして、扶養手当に関する改正でございます。平成29年4月1日から平成30年3月31日までについては、配偶者の扶養手当は1万3,000円から3,000円減額して1万円、子どもの扶養手当額は6,500円から1,500円増額し8,000円となります。さらに、平成30年4月1日からは、配偶者の扶養手当は1万円から3,500円減額し6,500円、子どもの扶養手当額は8,000円から2,000円増額し1万円となります。

続きまして、持ち家に係る住居手当を廃止する提案でございますが、国においては、既に平成21年12月に廃止されております。地方公務員においても、廃止を基本とした見直しを行うよう総務副大臣からの通知を受け、当町におきましても、兵庫県内の各市町の状況を調査するなど検討してまいりました。このたび、職員組合との合意ができましたので、持ち家に係る住居手当を廃止するものであります。

続きまして、第5条、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、これは、人事院勧告に基づき任期付き職員の給料月額を改定するものでございます。

続きまして、議案第115号、佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。今回の改正は、今議会に上程いたしております一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を改定させていただくものであります。町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数は一般職の職員の期末・勤勉手当に準拠して改定いたしており、期末手当の支給月数を0.1月引上げをさせていただくことといたしております。

続きまして、議案第116号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、今議会に上程いたしております一般職の職員の給与の改定に伴い、町議会議員の期末手当の支給月数を改定をさせていただくものでございます。町議会議員の期末手当の月数においても一般職の職員の期末・勤勉手当に準拠して改定をしており、期末手当の支給月数を0.1月引き上げさせていただくことといたしております。

それぞれ、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第114号から議案第116号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、まず、日程第4、議案第114号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長、説明ありましたけれど、介護の分ですけれど、要介護で、これは、その介護する人が別に自分と一緒に同居とか別居関係なしかいうのが1点。

それから、今までは、6カ月に1回ということでしたけれど、超えて3回まではいけるといってございます。その3回超えた場合は、その期間については、どんなにかいことですね。いわゆる、いつまでの範囲の中での3回かいうのが、その2つ目。

それから、確認は、とる時間が、始業と終業、その時間のこれについては、2時間いうのが変わらない。変わらんのだらう思うんですけども、中でのとるというようなことは、ないんですね。そこの3つについて、お尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） まず、1点目でございますけど、基本的に介護ということになれば、一の要介護となっておりますので、要支援ではなくて要介護者ということでございますの

で、職員の申し出に基づきまして、要介護を必要とするということなので、これはまた、うちのほうでその対象者等の判断をして、その対象者が該当するようであれば介護休暇の指定をするというふうな形になろうかと思えます。

それから、期間につきましても3回以下、6カ月の範囲内ということになりますので、例えば、2カ月、一月とういことになっても、通算で3回以下であれば、6カ月間までは、範囲内であれば指定をさせていただくというふうになろうかと思えます。足して6カ月以内という理解でいいかと思えます。

それと、3点目の時間でございますけど、これも前回の全協の中の資料にもお示しさせていただいておりましたように、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことが承認できる、そういう仕組みをとることができるということでございますので、特に、朝とか夕方とかいうことでなくて、1日につき2時間以下ということでご理解をいただければというふうに考えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 1と2の分については、何か私の言ったことに答えがなっていないんですけど、と言うのは、同居しておるか、別居しておっても、それはええんかということを知りたいわけございまして。

それから、2つ目の分は、いわゆる6カ月過ぎて1回という決まりだったんですが、6カ月超えてでも3回いけるということだったので、そこらへんについては、その6カ月超えてでもどうなんやいうことの答えが出ていなかったの…。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 2点目の6カ月以下の範囲というのは、指定期間は、規則の定める6カ月以内なんですけど、3回以下で、かつ合計6月以下の範囲内で指定できるということでございます。トータルすれば、3回以内でも7カ月、これはだめですよ。6カ月以内でいうことでございます。

それから冒頭、その（聴取不能）、ちょっと条例を見てもみますので、ちょっと、お待ちください。

〔約38秒条例確認〕

総務課長（森下 守君） 先ほどの岡本議員の質問で、例えば、同居、それから同居以外、それが親の範囲なのか、祖父母の範囲なのか、兄弟の範囲、まあ、兄弟はないとは思いますが、ちょっと、その範囲を調べさせていただきますので、後ほど返事をさせていただきます。

7番（岡本義次君） はい、いいです。後でいいです。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 添付されている新旧対照表の中で、住居手当、期末手当、勤勉手当、それぞれ改正、文言改正も含めてあることなのですが、ここでお尋ねしたいのは、いわゆるこの条例は、正規職員に対する、もちろん対応はできるものであって、佐用町の場合、町職員の非常勤であったり、臨時職員に対する手当というのは、一切、どんな状態なのか。条例改正に当たって、佐用町の今の職員の働き方、あり方について、お尋ねしたいのですけれど。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の人事院勧告に伴います職員等々の条例改正につきましては、正規職員の 258 名が対象になり、今回の給与改定に伴います給与の引き上げ、それから、期末、勤勉手当等の引き上げという形になっておりますので、今回、提案をさせていただきます。

なお、正規職員以外の職員等につきましては、人勧に準じて上げる内容では、今回ございません。

と言いますのは、給料表等も別枠であるわけなんですけど、人勧に準ずるという内容ではなくて、当然、期末・勤勉手当も現在ございませんので、これにつきましては、近隣の市町等も踏まえながら、非常勤職員、臨時職員等の扱いになろうかと思っておりますけど、それは、今回の条例は改正なしに、必要に応じて便宜調整をするというふうな形になろうかと思っております。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 別個に非常勤職員等の働き方については、対応していくということなのですが、ちなみに確認なのですが、正規職員は佐用町、現在、258 人と伺っておりますが、非常勤なり非正規の職員の人数というのは、現在、何人になりますか。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） これにつきましては、先月末でいきますと 211 名が対象になるというふうに聞いております。

ただ、その中には、パート職員の中でも一月来られない場合等の職員もいらっしゃいます。スポットで必要な時をお願いする方も、そういった任用の登録をしておりますので、若干の増減は、各月にあるかと思っておりますけど、11 月でしますと 211 名というふうに聞いております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 介護休暇関係のところで、ちょっとさっき質問が出て、回答されたんやけど、私もよくわからんのですが、従来からの現行の条例の中でも謳われておるので、不承知なので、改めて聞くのですが、介護が必要とする、その1つの継続する状態というのは、その介護休暇を必要とする中で、例えば、負傷、疾病、老齢という、こういうふうな要因が条例の中にもあると思うのですけれども、そういうようなのを指して1つの状態というのか、介護が必要な方の介護の必要な、例えば、下肢で介護が必要だとか、食事の提供に対して介護が必要だというのを1つの状態というのか、というのが、改正案の中で出てくる3回を超えずというのが、結局、1つの状態について3回を超えないということなので、例えば、一番最初に負傷でお父ちゃんの介護が必要なんだということであれば、お父ちゃんの介護3回までは、6カ月の範囲内でいけますよということなのか、負傷して下肢の状態が悪いから、それで通院、介護するのに1回というのか、1つの状態とカウントするのか。現行の運用も含めて、ちょっと、例えばの話で、例示でいいのですけれども説明していただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 先ほどの岡本議員との絡みもありますので、両方のお答えにさせていただきます。なるかどうかは、ちょっと別ですけど…。

制度としましては、介護休暇につきましては、先ほど、石堂議員言われましたように、負傷、疾病、老齢等により2週間にわたって日常生活を営むのに支障のある要介護者を職員が介護する必要がある時に取得できるというふうになっております。

先ほどの要介護の範囲の質問もあった中では、一応、配偶者、父母、子、配偶者の父母、それから同居している祖父母。それ以外に、孫とか兄弟、姉妹等は要介護の範囲にあるのですが、事実上、父母とか子供、そういう関係にある者というふうに、要介護の範囲は謳われております。

それから、先ほどの期間でありますけど、6カ月の期間内というのが、今までが条件として期間ありましたけど、これが今回は、トータルでということで、撤廃されるというふうになろうかと思えます。

それから、取得単位につきましては、1日とか1時間とか、単位は1時間単位でできるようなには介護休暇の中ではなっておるというふうになります。

例えばというのは、なかなか僕も具体的には対応したことがないのですが、今、冒頭に言いましたように、2週間にわたり、日常生活を営むのに支障がある要介護者というふうに制度上は理解をしていただきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） すみません。鈍くて、まだ、わからないのです。

条例でいうとこの、当該介護を必要とする1つの継続する状態という、この1つの継続する状態というのは、2週間以上の介護が要するという条件が1つという意味なのですか。

内容がわかってないから、聞き方も、ちょっとまずいのかもわからないんですけども、要は、今度、上限が3回までというようになっているでしょう。じゃあ、その3回は、同じ状態の2週間以上の状態を、例えば、3週間介護しました。それで、少し大丈夫になって、2週間空けて、同じ状態の同じ人を、また、3週間介護。これが3回いけるのか。

介護の対象者の容体が変わった時、おじいちゃん病気で3週間やりました。次、おじいちゃん、事故で3週間やりました。次、おじいちゃん、老齢で介護が要りますと、その一つ一つに対して3回なのか、トータルで3回なのか。

要は、介護のこの時間の延長というのは、要はとりやすく、要介護者に対して、介護が十分にできるようにということが、これ本来の法令の改正趣旨だと思うのですよね。ということは、対象者の範囲は別としても、一応、対象の要件を緩和していく段階で、何を1つの継続する状態というふうに…、これ規則の中で出ているのかな？多分、出ていなかったかなと思うので、今、お伺いしているので、ちょっと、丁寧をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今言われる、ちょっと丁寧というのか、詳細について、なかなか説明が、今、できかねるのですが、今ちょっと手元に持っているのが、これそもそも石堂議員もご存じのとおり、労使交渉の中で組合休暇等とかも一緒に、育児休暇も一緒ですけど、介護休暇につきましても、いろいろ協議の中で対応できるようになったというのが、以前にございます。

その中にでも、あえて、この1人に対してということ明記はされておられません。あくまで介護を必要となる場合の制度と期間と取得単位と、その範囲という形で決めておりますので、ちょっと今、お手元の資料には、じゃあ1人の方が、そういうふうの主たる要因が変わったところまでの回答は、ちょっといたしかねるというふうな状況でございます。その場合につきましては、それぞれ職員のほうが、申し出制度になっておりますので、申し出ていただいたら、条例、それから規則、それから上部団体等に照らし合わせまして、それが対応できるかというのは、協議はさせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

〔石堂君「3回目やね」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 新旧対照表、ちょっと見ていただけます？改正案のところですね、アンダーライン。「任命権者が規則の定めるところにより、」云々ということで、その下、先ほどから申し上げているように、「当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3

回を超えず、かつ通算して6月、そのここの1の継続する状態ごと」の状態ですね、これは人なのか、人の介護が必要とする部分なのか、人ではないような気がするのですよね。そこだけちょっと、明確な判断というか、説明だけ…。それによって、大分違ってくると思うんですよね。

規則で、どういうふうに定められているかというのは、これは対象者等については、定められていますけれども、例えば、うちのおじいちゃんが老齢で介護受けるのか、負傷で介護受けるのか、疾病、病気で介護を受けるのか、これを、それぞれ、1つ、1つ、1つというふうにカウントして、それぞれに3回までということになれば、おじいちゃん9回受けられるわけですが、これおじいちゃん1つということになれば、3回までしか受けられない。そうではないような気がするのですけれども、その解釈だけお願いできます。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 条例担当者を、よろしいでしょうか。ここで説明をさせますので…。

[石堂君「すみません」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） はい。
議長、よろしいですか。

議長（岡本安夫君） はい。

町長（庵逄典章君） 条例担当者入れます。

[総務課総務人事室長 幸田和彦君 入場]

[総務課総務人事室長補佐兼総務係長 笹谷一博君 入場]

議長（岡本安夫君） それでは、担当者のほうから答えさせますので、よろしくお願ひします。

総務課総務人事室長（幸田和彦君） 失礼します。その状態ごとにということですが、例えば、必要に応じてということですので、1人の方が、例えば、ケガをした、病気をしたという、いろんな状態があると思えますけれども、その状態ごとに応じて、そのごとに6カ月の範囲内で、介護をするということなのです。

ですので、1人の方が状態が変わったのに、6カ月しかできないかということではなくて、1人の方が状態が変われば、当然、介護は必要になるということですので、その状態ごとに6カ月の間で設定していくと、6カ月の間といいますか、合計の期間は6カ月ですが、期間というのは、こちらの申請者との協議で、その期間は定めるのですけれども、合計6カ月の間で設定できるということでございます。

[山本君 挙手]

議長（岡本安夫君） それでは、はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 関係するようなことなんやけど、最初の質問をして、答弁の中で、同居者、配偶者という部分があったと思うけど、配偶者の親もOKなのか、そこらへんが、ちょっと、僕聞いた中で、曖昧だったなと言って、実際、どこまでなのかが、ちょっと、よくわからないなというのがあったので、そこを教えてもらいたいなということと。

もう1つ、例えば、自分のお母ちゃんがそうやった。でも、配偶者のお父ちゃんもなつたとしたら、これも全部そうなって、全部いけるのか。対象者が誰なのかによって、何ぼでも延びるから、お父ちゃんが、3カ月やった。こっちの人が3カ月やった。あっちのんが3カ月やった言うたら延びるので、もういっぺん対象者の部分を明確に言うてもらいたいな。

〔約1分調べるために発言なし〕

議長（岡本安夫君） ちょっと、しばらく休憩しますので、よろしいですか。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、会議を再開します。

はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 規則で、条文等で謳われておるのですが、続柄等で、簡単にお答えしますと、要介護者の範囲とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母に関しましては、同居、同居でない云々の条件はございません。

それから、同居している祖父母、それから、兄弟、姉妹、

〔山本君「同居の兄弟？」と呼ぶ〕

総務課長（森下 守君） 同居している。孫。

職員又は配偶者との間において、事実上父母、子と同様の関係にある者ということで、ちょっと、但し書きというか、その他の条件で謳われております。それが、規則等をまとめ上げた要介護者の範囲ということで、組合との交渉の中で上げている範囲でございます。

9番（山本幹雄君） これ、最初の分、途中から言うた、同居して、同居の祖父母や兄弟や父母言うたけど、その前に言うた、配偶者とか父母とか子とか、そこらへんは、要は、同居じゃなくてもOKということなんやね？

総務課長（森下 守君） そういうことです。はい。

9番（山本幹雄君） ということは、そこら、その人間全部に、1個1個、その6カ月は当てはまるということやね？

総務課長（森下 守君） 1つの要介護ということになるから。

9 番（山本幹雄君） うん、そうそう。こっちの父母にも当てはまるし、同居しておる兄弟もあるし、こっちの祖父母にもわたるしと言うたら、トータルしよったら、ものすごく長いことやろ。

〔矢内君「(聴取不能) と呼ぶ」と呼ぶ〕

9 番（山本幹雄君） (聴取不能)、(聴取不能)。

〔石堂君「ちゃんと、やってよ」と呼ぶ〕

9 番（山本幹雄君） まあまあ、そういうことなんやないうたら、そういうことなんやけども、そういうふう理解したらええということで、かなり長い期間もOKということで済むのやね。

ちょっと、ほな、もういっぺん、きちっと答弁してもらおうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今、具体的な範囲については、各続柄等を申し上げましたけど、家族の構成からすれば、それだけの方になったら、非常に大変なことになるということで、本当に介護休暇以前に、どうするかということでお悩みになるかと思いますが、可能性としては、お父さん、お母さんというのは、年齢的に考えればあり得るということなので、それぞれの方が対象者になれば、それぞれ1つとれるということでございます。

ただ、体は1つしかありませんので、同時ということになれば、大変なことにはなるかと思いますが、それぞれにとれるという扱いでいいかと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） その関連なんですけれど、6カ月の3回という言い方していますけれど、例えば、解釈としては、28年にそれが終わった。そしたら、29年に、また、新たに、その分が同じようにいけるということなんやね。そこらへん…。

〔総務課長「ちょっと、室長のほうお願いします」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） では、担当。

総務課総務人事室長（幸田和彦君） 失礼します。石堂議員が言われたことと同じことだと思うのですが、介護状態ごとにとということです。状態が変われば、もちろんそうです。介護休暇とれますし、同じ人がケガをされた、病気をされた、もちろん人ですので、いろんな状態が変わってくると思います。その状態ごとに休暇がとれるということでございます。

〔町長「違うがな。年度が変わったら、年度ごとかということや」と呼ぶ〕

総務課総務人事室長（幸田和彦君） 期間の設定につきましては、任意に設定することができますので、年度等というのは関係ないということです、年度がかわってもとれるということでございます。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） はい。

〔山本君「動議でしょうか？休憩してえや」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） 休憩、それでは、ちょっと、休憩。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、会議を再開します。
ほかに質疑ございませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 給料が今度、人事院勧告で上がるわけでございます。全員協議会の中で、誰か尋ねて、それがはっきり答えが出ていなかった。

と言うのは、いわゆる 258 人、職員いるわけでございますけれど、1人ずつじゃなく平均で幾ら上がって、全体では何ぼの金額がトータルで要るのかということ、答えが出ていなかったと思う。それ、ちょっと聞かせてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 全協の中で、質問が出された時にお答えしたのは、わかる金額教えてほしいということでございまして、初任者につきましては、金額をご説明申し上げまして 1,500 円。高卒、または大卒等におきましても、初任者については 1,500 円という数字はお答えをさせられたかというふうに思います。なお、これはあくまで初任者で平均的にはパーセントが出ておりますので、その平均額ということになりまして、今日の町長の提案説明にもありましたように 400 円ぐらいというふうにご説明をさせていただいて、私はもっと少ないので、私と言わなかったですけど、高齢の方は、もっと少ないので、あくまで平均でございますということでございました。

ですから、お手元の資料の例えば、給料表の今回の条例改正の2ページ目をめくってい

ただきましたら、給料表が載っております。また、新旧対照表が載っておりますけど、見ていただければ1級の5を見ていただくと、1級の5号につきますと、改正後は14万6,100円となっておりますが、新旧対照表で見ますと、現行が14万4,600円ですか、そこで1,500円上がって、これずっと見ていきますと、下へ行くほど、年数がたっておりますけど、その差額、間差額は少なくなっておりますし、上昇額も少なくなっているということでございます。

それから、人数につきましては、258名ということで、先ほど等も人数は出ております。

それから、総額予算等につきましては、今回の一般会計の補正予算に1,400万円の数字の総額が上がっていると思いますが、その総額は1,400万円から、特別会計も人件費補正しておりますけれど、繰出金で調整しておりますので、おおむね1,400万円なのですが、一応、金額等は確認をさせていただきましたところ、今回の補正で人勸にかかわります総額につきましては、1,375万3,000円が人件費という今回の増額分というふうになろうかと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 長々説明してもらったけれど、私が、今、単刀直入に聞いたのは、平均だったら何ぼで、その258掛けたら、逆に言えば、1,400万円と言いましたけれど、1,400万円から258人割ったら、平均が出ると、そういうことやな。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 単純に割っていただければ…。

単純に割っていただければ、5万4,000円という数字が出ます。5万4,000円が、これは12月絡んできます。それから、期末・勤勉手当が絡んできます。それから、それに伴いまして、組合とか、それぞれ負担金等の調整が、それぞれ絡んできますので、一概に、じゃあ5万4,000円割る、例えば12で割るという数字にはならない。それよりも少ない額ということで、先ほど、提案説明でもありましたように、平均では400円程度なんですよというふうになろうと思えます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより議案第114号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 114 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 114 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。続いて日程第 5、議案第 115 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） この改定、それぞれ町長、副町長、教育長が、期末手当の改定ですけども、それぞれの引き上げ額としては、幾らになるのでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） それぞれには出して、おらないのですが、一般会計の歳出の 6 ページに総務費の総務管理費等がございまして、そこにわかりますように、特別職の期末手当ということで、16 万 2,000 円を補正予算として上げさせていただいております。これが 0.1 月分ということで上げさせてもらっております。3 名分でございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） それは、総額見て、補正予算も出ておるなと思って、わかって、それぞれを聞きよんですよ。

[約 3 分調べるために発言なし]

議長（岡本安夫君） ちょっと、しばらく休憩します。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 26 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、会議を再開します。

[総務課総務人事室長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、幸田室長。

総務課総務人事室長（幸田和彦君） 失礼します。町長が8万9,210円。副町長、7万2,820円。教育長、6万7,430円。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それぞれわかって、その先ほど、課長は総額で言われましたけれども、その中だったら、大分、この補正予算、特別期末手当いう、一般会計の補正予算、今、課長言われたんですけれども、その点で、大分増えると。この16万2,000円以外にあるということだと思えるんですけれども、こうなんですか。まあ、それは、それでいいです。

それと、この人事院勧告については、50人以上、それから500人以上の民間と比べて調査して、それで職員との較差を是正するという事なんですけれども、佐用町の実態として、500人以上の企業というのは、そうないかと思えるんですけれども、50人以上の企業の企業実態というのは、どういうふうに捉えておりますでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 町として、その50人以上の企業、100人以上の企業等の実態の調査をしたことは、ちょっとございませんので、内容等は不明確でございます。

ただ、今回の人勤等につきましては、本来ならば、各市町、県も含めてですけど、人事委員会等を設けて、それぞれが同規模等々の事業所等の実態調査を行って、それに伴う民間の給与等の較差を調整するというふうな流れを各市町、県を含んでやらなくてはいけないとは思いますが、実質、そういうことが、これまでの状況の中でもできないということで、県内の市、一部の市、それから全市町につきましては、人事院が行います勧告に基づきまして、現在は、各市町が労使交渉のもとで、その金額を決定をしているということでございます。

特に、今、質問言われましたように、民間の実態調査等がやればいいのですが、実際に、非常に経費、それから時間等もかかりますので、ましてや人事委員会というのも設置しておりませんので、町の場合は、そういったことにより国公に準じて行っているというふうにご理解…。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） そんな細かい調査して、人事院が行うような、そういう調査ではなくて、感覚として、佐用町の企業が、そういうふうな給料が経済的には上向いてくるからということで、各民間企業、国が、人勤が行っている、人事院が行っている調査については、それで較差が出てきたということですから、佐用町で、それほど、感覚として結構ですから、そんな民間と較差があるようなというふうに捉えているのでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 私も、この4月から総務課のほうへ来させてもらっております。給与等につきましても、非常に気になる点、我々の生活給でございますので、気になる点は、非常に多々あるのですが、ただ、今言われるような実態等も調査していない中、そこに個人的な意見等も述べることも当然できないとは思いますが、感覚としては、上がっているか、下がっているかというのは、ちょっと実態としては、僕としては、現在、把握していないということでご理解を願いたいと思います。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 115 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正の反対討論を行います。

このたびの改定は、人事院勧告に準拠して町長らの期末手当の引き上げを行おうとするものですが、人事院勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているもので、勤務の対価としての適正な給与の確保を図るものです。

町長ら特別職は、これに準ずるものではありません。

町民の生活は、27 年度決算の町民税の減収にも見られるように厳しいものです。町民の暮らしが上向いているとは言えない中で、この条例改定は認められません。

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

[賛成討論 なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 115 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 115 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって議案第 115 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 6、議案第 116 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 116 号、佐用町議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

議員の期末手当の支給月数 0.1 カ月引き上げは、職員の人勧に合わせる必要はないということですが。

議員報酬は、2015 年 3 月に議員の場合、25 万円が 27 万円に 2 万円引き上げられました。この引き上げ額は、引き上げた結果は、県下、平均を上回る金額となります。その引き上げに合わせて、以前に町民に対して行ったアンケートでも議員報酬の引き上げに否定的な回答が多数でした。

今回の人事院勧告は、首都圏など、先ほどの同様の理由ですが、労働基本権が剥奪されている代償として与えられている人事院勧告制度に基づいて、職員に合わせて引き上げるということについては、町民の納得を得られることはできません。

よって、反対いたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[賛成討論 なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 116 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 116 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって議案第 116 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7． 議案第 117 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について

日程第 8． 議案第 118 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

日程第 9． 議案第 119 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

- 日程第 10. 議案第 120 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 11. 議案第 121 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12. 議案第 122 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 13. 議案第 123 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 14. 議案第 124 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 15. 議案第 125 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 16. 議案第 126 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17. 議案第 127 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18. 議案第 128 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 19. 議案第 129 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 7 に入ります。日程第 7 から日程第 19 を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 117 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出についてから、日程第 19、議案第 129 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてまでを、一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 117 号から議案第 129 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 117 号、佐用町一般会計補正予算（第 3 号）からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,405 万 7,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 3,010 万 4,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げますが、先ほどご承認していただきました議案第 114 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正、議案第 115 号、同じく佐用町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正が主なものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。歳入は繰入金のみで、基金繰入金 1,405 万 7,000 円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正によります人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、各種手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増額でございます。

まず、議会費につきましては、53 万 2,000 円の増額でございます。職員の人件費の増額は 9 万 9,000 円、議員の皆様の期末手当の増額分 43 万 3,000 円でございます。

総務費につきましては、476 万円の増額であります。うち、総務管理費におきましては、400 万 7,000 円の増額で、うち、特別職期末手当分は 16 万 2,000 円の増額であります。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ 53 万 8,000 円、17 万 1,000 円、4 万 4,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、357 万 9,000 円の増額であり、うち、社会福祉費におきましては、169 万 5,000 円の増額。児童福祉費、国民年金事務取扱費におきましては、それぞれ 182 万 3,000 円、6 万 1,000 円の増額であります。

衛生費につきましては、145 万 9,000 円の増額であります。うち、保健衛生費、清掃費におきましては、それぞれ 80 万 6,000 円、65 万 3,000 円の増額であります。

農林水産業費につきましては、93 万 6,000 円の増額であります。うち、農業費、林業費におきましては、それぞれ 80 万 9,000 円、12 万 7,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、51 万 6,000 円の増額でございます。

土木費につきましては、87 万 5,000 円の増額であります。うち、土木管理費と道路橋梁費につきましては、それぞれ 21 万 8,000 円、25 万 8,000 円の増額で、下水道費、住宅費につきましては、それぞれ 22 万 9,000 円、17 万円の増額でございます。

消防費につきましては、7 万 9,000 円の増額でございます。

教育費につきましては、132 万 1,000 円の増額でございます。うち、教育総務費につきましては 50 万 5,000 円の増額で、中学校費におきましては 4 万 6,000 円の増額、社会教育費と保健体育費におきましては、それぞれ 49 万 3,000 円、27 万 7,000 円の増額でございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 118 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 9,160 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、9 万 3,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費といたしまして、9 万 3,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 119 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,902 万円に改めるものでございます。

歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、4 万 5,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、4 万 5,000 円の増額で、この

たびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 120 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 428 万 6,000 円に改めるものでございます。

歳入からご説明申し上げます。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、42 万 9,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費といたしまして、42 万 9,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 121 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,607 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、29 万 2,000 円の増額でございます。

次に歳出であります。民生費の老人ホーム費として、29 万 2,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 122 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,238 万 3,000 円に改めるものでございます。

歳入からご説明いたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、15 万 1,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費といたしまして、15 万 1,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 123 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,078 万 7,000 円に改めるものでございます。

歳入から説明を申し上げます。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、22 万 9,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、22 万 9,000 円の増額でございます。うち、管理費におきましては 10 万 1,000 円、事業費におきましては 12 万 8,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 124 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,795 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からであります。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、9万3,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費、9万3,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第125号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億822万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からであります。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、7万7,000円の増額でございます。諸収入につきましては、雑入13万3,000円の増額で、天文台公園運営委託金の人件費増額分でございます。

次に歳出でございますが、教育費の社会教育費として、21万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第126号、平成28年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第2号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,338万2,000円に改めるものでございます。

歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、一般会計繰入金として、9万1,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として、9万1,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第127号、平成28年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,516万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からあります。繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、5万2,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、5万2,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第128号、平成28年度佐用町農業共済特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に、収入・支出それぞれ15万3,000円を追加をし、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ1億1,704万9,000円に改めるものでございます。

業務勘定の共済事業収益につきまして、15万3,000円の増額でございます。うち、営業収益におきまして、15万3,000円の増額で、受取補助金の増額でございます。

次に支出でございますが、予算書2ページをご覧ください。業務勘定の共済事業費用につきまして15万3,000円の増額でございます。うち、営業費用におきましては、15万3,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、15万3,000円を増額し、2,248万円とするものでございます。

第4条につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 1,996 万 7,000 円を 2,012 万円に改めるものであります。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 129 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、条例改正に伴う人件費の増額でございます。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を7万 1,000 円増額し、水道事業費用の予定額を2億 3,282 万 9,000 円にするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を4万 3,000 円増額し、資本的支出の予定額を1億 9,565 万 5,000 円にしようとするものでございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、11 万 4,000 円を増額し、1,479 万 8,000 円とするものでございます。

以上、佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 117 号から議案第 129 号までの補正予算につきましては、それぞれ十分ご審議をいただき、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 117 号から議案第 129 号につきましては、本日即決といたします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、日程第 7、議案第 117 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先ほどの条例改定の中で聞いたのですが、総務費の 6 ページで、特別職の期末手当 16 万 2,000 円。先ほど聞いた中で、それぞれの引き上げ額合計と違うのですが、ほかの項目であるのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 16 万 2,000 円につきましては、先ほど言った数字を、2 人分を、町長、副町長を足していただければ 16 万 2,000 円になろうかと思えます。

〔金谷君「ああ、そうか。わかりました」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 117 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 117 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 117 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 8、議案第 118 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 118 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 118 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 118 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 9、議案第 119 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 119 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 119 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 119 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、議案第 120 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 120 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 120 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 120 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 11、議案第 121 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 121 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 121 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 121 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 122 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 122 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 122 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 122 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 123 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 123 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 123 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 123 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 124 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 124 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 124 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 124 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 15、議案第 125 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 125 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 125 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 125 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 16、議案第 126 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 126 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 126 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 126 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 17、議案第 127 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案
（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 127 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 127 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 127 号、平成 28 年度佐用町歯科保
健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 18、議案第 128 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予
算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 128 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 128 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 128 号、平成 28 年度佐用町農業共

済事業特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第129号、平成28年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第129号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第129号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第129号、平成28年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第20、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思
います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に
記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。今臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会し
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議ないと認めます。よって、第74回佐用町議会臨時会はこれ
をもって閉会しました。
これで臨時会終了いたします。

午前 11 時 04 分 閉会
